

# 長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等に係る間接経費の使用に関する方針

平成31年3月29日 制定  
令和4年 8月 1日 改定

## (趣旨)

第1条 長崎県環境保健研究センター（以下「センター」という。）またはセンターに所属する職員が獲得した国又は公益法人等が配分する競争的資金等に係る間接経費の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下「共通指針」という。）及び当該競争的資金等事業に関する規程に定めるもののほか、この方針に定めるところによる。

## (間接経費の執行及び管理)

第2条 間接経費については、歳入歳出予算に計上した上で、計画的かつ適正に執行するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない。

## (間接経費の使途)

第3条 間接経費の執行については、センターに所属する職員の研究開発環境の改善や機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費として、別表1に定める具体的な項目に充当するものとする。

## (報告)

第4条 間接経費を使用した場合、センター所長は、共通指針に基づき、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに競争的資金等を配分する機関に報告するものとする。

(別表1)  
(共通指針より抜粋)

### 間接経費の主な使途の例示

センターにおいて、競争的資金等による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金等を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。